

※（公立）市立保育所・認定こども園 時間外保育(延長保育)のご案内

市立保育所・認定こども園では、子ども・子育て支援新制度に基づく「時間外保育事業」を実施しています。

1. 「時間外保育」とは

時間外保育とは、「保育必要量（標準時間・短時間）」を超えた保育になります。時間外保育をご利用の場合は、基本保育料とは別に「時間外保育料」をお支払いいただくことになります。

保育必要量	時間外保育の状況	市立保育所・認定こども園の状況
標準時間 (11時間)	開所時間(11時間)を超えて保育を必要とする場合	開所時間は「7:30~18:30」で、それを超える場合、19:00までの時間外保育を実施しています。
短時間 (8時間)	開所時間内に設定された利用時間(8時間)を超えて保育を必要とする場合	利用時間帯を「8:00~16:00」もしくは「9:00~17:00」の2種類設定しており、それを超える場合、「7:30~19:00」までの範囲内で、30分単位で時間外保育を実施しています。 ※育児休業に伴う利用継続(33ページ参照)を利用中の場合は、「9:00~17:00」のみとなり、それを超える場合は、時間外保育となります。

2. 時間外保育の種類・料金について

「月極利用」と「一時利用」の2種類があります。

月極利用	原則、2ヶ月以上継続して時間外保育の必要が見込まれる場合、月額料金でご利用いただけます。料金は、乳幼児1人につき、30分までごとに月々2,000円となります。
一時利用	上記以外の「一時的、臨時的」利用で、その都度、料金をお支払いいただきます。料金は、乳幼児1人につき、30分までごとに200円ずつとなります。

3. 時間外保育の利用開始・利用解除手続きについて

種類によって手続きが異なります。

月極利用 (手続き必要)	利用開始月・利用解除月の前月20日(園がお休みの場合はその前日)までに、「利用申出書(申込・解除)」を園に提出ください。(例:4月からの利用の場合、3月20日まで⇒料金は当月保育料と同時にお支払い。)
一時利用 (手続き不要)	登降園システムにて打刻された時間が規定の利用時間を越えた際に料金が自動的に発生します。(例:標準時間の方が、18時31分以降に打刻⇒料金発生⇒料金は、(市にて集計の上、)翌月保育料と同時にお支払い。)

4. こんな場合はどうなりますか？(Q&A)

質問:電車の延着や道路の渋滞、駐車場の混雑等があったため、18:30までのお迎えに間に合いませんでした。この場合、時間外保育料は払わないといけませんか？	回答:恐れ入りますが、時間外保育料をご負担いただきます。なお、施設には原則送迎用駐車スペースがありません。徒歩、自転車等の利用にご協力下さい。
質問:育児休業取得に伴い、標準時間から短時間に変更となります。標準時間認定の時には30分の月極利用をしていましたが、育休後(短時間変更後)、時間外保育は利用しない(8時間を超えない)見込みです。この場合、月極利用の変更手続は必要ですか？	回答:解除の申し出がない限り、申し出期間中、その内容は継続されますので、必要に応じて、解除の手続きをお願いいたします。

5. 高槻市立の各園ではこんな考え方で保育をしています

高槻市立の各園では、子どもたちのよりよい育ちの保障を目指し、「ご家族とともに子どもたちを育てる保育」という基本理念を柱に保育を実施しています。

例えば「就労時間帯と通勤時間帯はどうしてもお迎えにいけない」等、保育の必要性がある限りはご家族に代わり責任を持って子どもたちのために保育を行います。延長保育のご利用にあたっては、制度の趣旨等をご理解いただき、お子様のご負担にならないよう、適切な時間での利用にご協力くださいますようお願い致します。

お問合せ先：高槻市立保育所・認定こども園各施設 及び 保育幼稚園事業課（TEL：072-674-7692）